

パブリックコメント案件概要

案件名:「(仮称)尼崎市脱炭素行動宣言ー2050年までに脱炭素社会を実現するためにー」について

1. 施策の概要

気候変動について、国内外で様々な影響・被害が生じており、地球環境が危機的な状況であることを広く周知し、地球温暖化対策の重要性を市民や事業者と共有するとともに、改めて脱炭素社会の実現に向けた行動を促していくために、「(仮称)尼崎市脱炭素行動宣言」(以下、「宣言」という。)を表明する。

2. 施策策定(見直し)に至った背景・問題点など

本市においては、平成31年3月に「尼崎市地球温暖化対策推進計画」を策定し、脱炭素社会を見据えたまちづくりを推進していくこととしてすでに取り組を進めているところであるが、政府が2050年までにCO2排出量実質ゼロとすることを表明するなど社会情勢が大きく変化しており、本市としても改めて一人ひとりの行動変容をより一層強く促していく必要があると考えたことから、宣言を行うこととした。

3. 目指す姿・対応策など

国際的な動向を踏まえ、本市においても2050年までに脱炭素社会を実現するため、次に示す取組を軸に進めていく。

- 消費するエネルギーを徹底的に削減するとともに、再生可能エネルギーなどへの転換を目指します。
- 一人ひとりがライフスタイルを見つめ直し、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会からの脱却を目指します。
- 地球温暖化による危機を正しく認識・共有するとともに、この危機を乗り越えるために行動します。

4. 施策の対象範囲・期間など

対象地域: 尼崎市全域

宣言期間: 宣言を表明した日～2050年まで

5. 市民意向調査の概要

令和2年12月28日から令和3年2月1日まで市ホームページにおいて意見募集を行い、さらに市報1月号にリーフレットの挟み込みを行うこと等により、広く周知を図ったところ、市民等から145件の意見があった(意見の内容は市HPに掲載のとおり)。

6. 施策の検討経過

(1) 素案検討過程での主な論点

宣言の素案策定に向けた市民意向調査において、市HPで意見を募集するとともに、市民団体や産業団体等との意見交換等を行った。その中で、宣言の表明にあたっての周知方法やその後の取組内容等に関する意見が多く寄せられ、「宣言の表明により市民や事業者に何をどのように伝えるのか」、「その後具体的にどういった取組を進めていくのか」、「2050年脱炭素社会の実現に向けたロードマップをどのように考えるのか」等が論点となり検討を進めた。

(2) 策定過程で比較検討した複数案の主な項目と反映理由

・宣言名称について、「(仮称)尼崎市気候非常事態宣言」としていたが、この宣言は、地球温暖化による危機を共有し行動のきっかけとすることを目的としており、脱炭素社会の実現に向け一人ひとりが行動するために表明するものであることから、それをよりわかりやすく表現するため、単なる危機の周知からさらに一歩踏み込んだ名称である「尼崎市脱炭素行動宣言」に変更を予定している。なお、名称は「脱炭素行動宣言」であっても、日本を含む世界の国や自治体で表明されている、いわゆる「気候非常事態宣言」と同様の趣旨である。

・宣言において目指す目標について、「2050年までに脱炭素社会を実現すること」としているが、長期的な目標であるため、その達成に向けた道筋がイメージできるよう、中期的に到達すべきと考えられる目標についても示す必要があると考え、2030年の目標を定めていくこととした。

・宣言により市民や事業者に行動を促すのであれば、まずは市が率先して取り組み模範となるべきであることから、市の率先取組を具体化し、取り組んでいくこととする。

7. 今後のスケジュール

- ・令和3年3月24日～令和3年4月13日 素案に対する市民意見公募(パブリックコメントの募集)
- ・令和3年4月～5月 パブリックコメントで寄せられた意見を考慮し、宣言(案)の策定
- ・令和3年5月 パブリックコメント募集結果及び宣言(案)の公表

8. 添付資料

尼崎市脱炭素行動宣言(素案)、脱炭素社会に向けた尼崎市の取組

9. お問い合わせ先

経済環境局環境部環境創造課 〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館9F

電話番号: 06-6489-6301、ファクス: 06-6489-6300

メールアドレス: ama-kankyo-sozo@city.amagasaki.hyogo.jp